消費者トラブル注意情報～令和8年 11 月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス※1をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

（令和 8 年 11 月 12 日調査分）

商品・サービス	相談内容の例※2	助言
健康食品 （定期購入に関するトラブルなど）	ネットにダイエット食品の広告が出て「1回限り」と書いてあったので注文した。後日同じものが複数届き請求も高額だった。返品を申し出たらキャンセル料を請求された。	広告では「1回限り」と記載されていても、定期的に届く定期購入契約となっている場合があります。広告内容だけで判断せず、注文する際は必ず「最終確認画面」で、定期購入が条件となっていないか確認しましょう。消費者を誤認させる表示によって誤って申し込んだ場合は取り消しできる可能性がありますので、広告や最終確認画面などはスクリーンショットで保存するようにしましょう。 （参考）広島県消費生活センターホームページ
四輪自動車 （解約に関するトラブルなど）	販売店で中古自動車の購入を申し込んだ。ローンの審査は通った。都合により解約したいが、契約が成立しており、無条件での解約はできないと言われた。	契約の成立や解約について契約書を確認してください。自動車の購入契約は一般的に、登録日、修理・改造・架装の着手日、引き渡し日のうちのいずれか早い日が契約成立の時期となります。 また、クレジット契約が成立している場合は、基本的に解約できないことが多いので注意しましょう。困った時は最寄りの消費生活センターに相談しましょう。
教養・娯楽サービスその他 （サブスクリプションに関するトラブルなど）	SNSの広告に出てきたIQテストに解答した。結果を見るには少額料金が必要だったので、クレジットカードで決済した。その後サブスクリプション契約になり毎月請求が上がっている。	IQテスト以外にも性格診断や〇〇占いなどで同様の事例が寄せられています、これらのサイトは日本語で表示していても海外の事業者が運営しているケースが少なくありません。越境消費者センターが公開している英文解約メールのひな形を参考にして、サイトに解約メールを送りましょう。 今後は、サイトに個人情報やクレジットカード情報を入力する際は、契約内容や解約方法、料金などの利用規約をよく確認しましょう。少額に思えても、安易にクレジットカード番号を入力しないようにしましょう。 特に海外事業者の場合は、解約方法が分かりにくい、外国語でのやりとりが難しいといった問題が生じやすいので、十分に注意してください。 （参考）広島県消費生活センターホームページ

※1 「最近、相談が増加している商品・サービス」について
商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。
(1)最近の期間（調査日の約 2 週間前を最終日とした過去 30 日間）における割合
(2)過去の期間（(1)以前の 180 日間）における割合
※2 相談内容は、相談者の申し出に基づく情報であり、事実関係を確認しているものではありません。

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「よくある相談事例」 ⇒

○消費生活課公式 X⇒

○電子メール相談：県サイト 電子メール受付⇒



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネイリー
～Stop the 泣き寝入り～

○電話相談：消費者ホットライン（局番なしの電話番号 188(イヤヤ)） 最寄りの相談窓口につながります。
広島県消費生活センターは、082-223-6111（受付時間／月～金曜日 9:00～17:00）

■ご家庭の家電、最後に点検したのはいつですか？

掃除や点検を怠ったり、誤った使い方を続けたりすると、思わぬ事故につながることがあります。11月の「製品安全総点検月間」をきっかけに、ご家庭の製品を見直してみましょう。ご家庭の製品の状態を振り返ることができるセルフチェックなど、製品安全に関する情報は、こちらから⇒経済産業省HP

【発行】広島県環境県民局消費生活課